
CSR・SRIの現状

- 欧米と日本における取組状況とその背景 -

- 【 CSR・SRIに対する基本認識】
 - 1．一連の企業不祥事をどうみるか？
 - 2．CSR・SRIになぜ注目するのか？
- 【 CSR・SRIをめぐる国内外の動き】
 - 3．欧米におけるCSR・SRIの動き
 - 4．日本におけるCSR・SRIの現状
- 【 21世紀型の新しい企業価値の創造】
 - 5．CSR・SRIが日本企業に及ぼす影響
 - 6．CSR・SRIからみた経営の再構築

2003年 4月 7日

ニッセイ基礎研究所 社会研究部門
上席主任研究員 川村 雅彦

電話：03 - 3597 - 8444

ファクス：03 - 5512 - 7161

e-mail：kawam@nli-research.co.jp

1. 一連の企業不祥事をどうみるか？

- かつて企業の不祥事と言えば、反社会的勢力への利益・便宜供与や政治家のからむ贈収賄が多く、経営幹部と「外部」が癒着した不正行為が中心であった。これに対して、最近相次いで発覚した不祥事は問題の根が異なる。
- ここ数年にわが国で表面化した一連の企業不祥事をみると、これらは“ふとどきな社員”がたまたま起こした事件ではなく、むしろ“まじめな社員”が会社のために事業現場で意図的に行った不正・違法行為である。つまり、企業の本業において「内部」が蝕まれているのである。さらに深刻なことは、それに対する経営トップの認識の甘さと対処の不徹底である（図表 - 1）。
- 業界慣行や行政の姿勢に問題なしとはしないが、日本企業の経営風土に由来する構造的な問題が露呈したとみるべきであろう。

過去 50 年間に蓄積された日本企業の経営体質に対する危機感の欠如！？

図表 - 1 わが国における最近の企業不祥事（業種別）

| 業 界 | 不正行為、法令違反、反社会的行為 |
|-------|------------------|
| 食 品 | 食中毒、偽装表示、無認可添加物 |
| 医 薬 品 | 薬害 |
| 電 機 | 水増し請求 |
| 自 動 車 | リコール隠し |
| 建 設 | 手抜き工事、談合 |
| エネルギー | 臨界事故、トラブル隠し |
| 通 信 | 個人情報漏洩 |
| 流 通 | 偽装表示 |
| 医 療 | 医療ミス、診断書改竄・虚偽記載 |
| 商 社 | 不正取引・貿易、不正入札 |
| コンサル | 不正入札 |
| レジャー | 工業用水飲料、過剰花火打ち上げ |
| 金 融 | 損失補填、不良債権隠蔽、不正取引 |

（資料）ニッセイ基礎研究所にて作成

2. CSR・SRIになぜ注目するのか？

(1)「環境」だけではない企業の持続可能性

- 地球環境を保全し、地球社会の持続可能性のためには、製品やサービスを提供する企業が、本業において環境保全に取り組むことが最も効果的。それが、企業の持続可能性に繋がると考えられた。

しかし、“環境だけでは企業は立ち行かない”という現実
企業経営には倫理性や社会性が不可欠。

- いかに関係面や環境面で優れた企業であっても、重大な不正行為、法令違反、反社会的行為を犯すと、その社会的信用は失墜し、最悪の場合、企業は消滅する。
「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility: CSR)に注目。

(2) CSR・SRIは“外圧”である！？

- 欧米では「社会的責任投資」(Socially Responsible Investment: SRI)を背景に、CSRの動きが活発化。

CSRを“カネの流れ”から促進するものがSRIである。

- 日本企業に対して、環境面だけではなく多岐にわたる倫理面・社会面について、複数の欧米調査機関によるCSR・SRIアンケート攻勢。回答しないと海外投資家の評価が下がるという懸念で、多くの企業が困惑・苦慮しつつも回答へ。

日本企業では、まず情報開示から始まる。

- 「環境報告書」も「持続可能性報告書」や「社会・環境報告書」へ変化し、今後、この傾向は加速する。主因はCSR・SRIという“外圧”である。

それゆえ、企業の持続可能性の観点からCSR・SRIに注目。

(3) CSRは世界共通か？

- CSRとは何か？ 社会的存在としての企業が果たすべき責任。

自分が感じる社会的正しさ（他人が決めるものではない）

- 広義：経済的責任、法的責任、倫理的責任、貢献的責任、環境的責任など。

狭義：法令遵守、不正・腐敗防止、労働・雇用、人権、安全・衛生、消費者保護、
地域貢献、調達基準、海外事業などの倫理面・社会面を強調。

- ただし、「社会的」であるがゆえに、地域や国の歴史・文化・宗教あるいは社会経済状況によって、その社会が求めるもの（価値観、倫理観、社会正義）は異なる。

- 地域や国を越えて共通のものもあるが、ここがCSR・SRIを論ずる時の留意点であり、CSR・SRIの難しさである。

(4) C S R ・ S R I の地域別特徴

- 米国：民間蓄積の歴史が長い S R I
建国精神に基づいた自由や人権擁護・差別撤廃を重視する。歴史的にキリスト教的宗教観に基づき特定事業を忌避する傾向が強い。1990年代後半から急増した S R I の資産残高は2兆ドルを超えているが、投資的観点からは C S R に伴う企業の経営リスクへの関心が高い。
- 欧州：政府主導ですすむ C S R
従来から企業と従業員の関係を重視してきたが、E U 成立により「社会的結合」を強調する。国際競争が激化するなかで、域内の不安定要因（再開発や失業の偏在）を排除する必要があり、これを政府が企業に C S R として求めている。各国の年金法改正などはこれを促進するものである。
- 日本：初歩的段階にある C S R ・ S R I の認識
1999年のエコファンド発売を契機に S R I が認識されだした。当初は環境特化型のファンドであったが、次第に消費者対応、雇用、社会貢献などの視点が追加された。C S R の認識はごく最近からであるが、環境問題への対応から始まり、最近では法令遵守、労働安全衛生、消費者保護などへ広がりをみせている。
- 東アジア：香港とオーストラリアですすむ S R I
C S R ・ S R I を取り上げる組織は少ない。そのなかで、香港に拠点を置く ASrIA はアジアにおける S R I ファンドの立ち上げをリードし、オーストラリアの EIA は米国型の倫理的投資の普及を図っている。

(4) C S R ・ S R I が求められる背景

企業と地球社会の持続可能性

- C S R は、企業自身の持続可能性のためである。ただし、企業だけでなく、企業を取り巻くステークホルダーと地域社会の持続可能性を向上させるためである。そして最終的には、世界の国・地域間の均衡ある発展を促進し、地球社会全体の持続的な繁栄のためである。
- C S R ・ S R I が求められる具体的な背景
消費者の企業評価の視点が変化し、製品やサービスの価格や品質に加えて、企業経営における環境保全ならびに社会的公正を求めている。
投資家も S R I を通じて、資金運用の際に企業の収益性だけでなく倫理性、社会性、環境性も評価するようになった。
欧州を中心に C S R や S R I を普及・促進させるための法制化が活発となった。
ビジネスのグローバル化に伴い、特定文化圏の価値観の強要や国際間・地域間の貧富の差の拡大が懸念される。

“ グローカリゼーション ” の考え方

- CSRが求められる背景を一言でいうと、“ ローカルを確立・尊重しつつ、グローバルに連携・組織化する ” 「 グローカリゼーション 」 。
- CSRでは企業の倫理性とともに消費者や投資家への対応は重要であるが、その背景として最も根底にあるのは、「 特定文化圏の価値観の強要や国際間の貧富の差の拡大 」。
- 最近の反グローバリズムや 2001 年の 9 ・ 11 の背景として共通のものを感じざるを得ない。それゆえ、海外展開を行う企業では、グローカリゼーションを踏まえた経営理念や企業行動が必要である。

トリプルボトムライン

GRI (Global Reporting Initiative) が提唱する企業の「持続可能性報告」における基本概念。持続可能な発展には、経済的繁栄・環境の質・社会的公正の3側面のバランスのとれた企業経営が不可欠とする考え方。

3 . 欧米における C S R ・ S R I の動き

(1) 欧米の S R I の概況

欧米では 100 年の歴史がある S R I

- 人権問題や雇用問題あるいは環境問題などに対する社会的な関心の高い欧米では、金銭的なリターンを追求する投資においても、収益性だけでなく社会性や倫理性も同時に考慮するという投資スタイルがかなり根付いている。これが S R I。
- アメリカの S R I 規模は 2 兆 3,000 億ドル (280 兆円) に達する。そのルーツは 20 世紀初頭まで遡り、キリスト教のある宗派が、“教会資産をアルコール、たばこ、ギャンブル関連企業に投資しない”という宗教的倫理観に基づき、教会への寄付金を運用したことに始まる。
- 投資信託として、アメリカで最初に投資銘柄選定において社会的配慮を加えたのは、1929 年設定の「パイオニア・ファンド」である。その後 S R I は拡大したが、90 年代後半から大手機関投資家（カルバート・グループなどの投資ファンドやカルパースのような年金基金）が参入したことにより資産規模が急増した。
- イギリスでも、1920 年代から教会によるタバコ、アルコール、ギャンブルや武器に関連する企業への投資回避が始まっているが、環境面からの評価を含めて S R I の考え方が普及してきたのは最近になってから。84 年に始めて社会面に配慮した投資信託（倫理ファンド）が発売された時には、シティでは S R I の市場規模は最大 200 万ポンド（3 億円）といわれた。しかし、2000 年末には 2,000 倍を超える 37 億ポンド（6,300 億円）となった。

S R I ファンド拡大の背景

- アメリカにおける S R I の急拡大の背景には、“S R I でも、利益を犠牲にする必要はない”という認識が広まったことも見逃せない。特に注目されたのは、91 年設定の「ドミニ・ソーシャル・エクイティ・ファンド」である。
- これは、K L D 社の社会的責任投資指数「ドミニ 400 ソーシャル・インデックス」（兵器や原子力の関連企業を除外した上で、労働・雇用や環境などによる評価基準をクリアした企業を中心に 400 社で構成される株価指数）に連動した投信で、当時の S & P 500 を上回るリターンを記録しているのである。
- S R I の投資収益性については、70 年代からアメリカで議論されてきた。しかし、米国 S I F（社会的投資フォーラム）の 2001 年調査でも、格付け会社モーニングスターから四つ星ないし五つ星を取得した割合は、一般のファンドよりも“社会派ファンド”の方が多い。アメリカにおける S R I の急拡大には、確定拠出型年金制度（401 k）が導入されたことも背景にある。

S R I の定義

- S R I とは、従来型の財務分析による投資基準に加え、法令遵守や雇用問題、人権問題あるいは消費者対応、地域貢献などの社会・倫理面あるいは環境面から企業を評価・選別し、安定的な収益を目指す投資手法である。ただし、S R I には社会正義や地域貢献に配慮した融資や株主権利の行使も含まれる。
- 何らかの C S R 基準に適合する企業への投資を促進するプロセスが S R I であると理解されている。 C S R とは、開示性と透明性の高いビジネス・プラクティスであり、企業の倫理観や誠実性に基づき従業員や地域社会、環境の尊重を自ら実践することである。
- “持続性のある株主価値” とともに “持続性のある社会価値” を創造することが求められている。

S R I の多様な投資選定基準

- S R I における投資先選定の評価基準は、投資家や運用者の考え方（価値観、倫理観）によって様々である。アルコール、たばこ、ギャンブルをはじめとして武器、原子力などの関連企業を、投資対象から意図的に排除することを“ネガティブ・スクリーニング”と呼ぶ。逆に、“ポジティブ・スクリーニング”では、社会貢献や環境保全などの特定事項に優れた企業を積極的に採用し投資対象とする。
- アメリカにおける最近の S R I の銘柄選定基準をみると、歴史的経緯からタバコ、ギャンブル、アルコールをネガティブ・スクリーンとするファンド多く、特にタバコはほぼ全てで排除されている。さらに武器、環境、人権、雇用が多くのファンドで採用され、労働関連、動物愛護、コミュニティ関連も少なくない（図表 - 2）。
- 実際の運用では、約 9 割のファンドが 3 ~ 4 項目を組み合わせて選定基準としており、単一項目だけの基準は少ない。

図表 - 2 米国 S R I ファンドの選定基準

| 50%以上 で採用 | 30 ~ 50%未満 で採用 | 30%未満 で採用 |
|--------------|-------------------|--------------|
| タバコ (96%) | 労働条件 | 役員報酬 |
| ギャンブル (86%) | 動物実験 | 中絶、避妊 |
| アルコール (83%) | コミュニティ投資 | 国際労働基準など |
| 武器 (81%) | コミュニティ貢献 | |
| 環境 (79%) | | |
| 人権、雇用 | | |

(資料) Social Investment Forum 「2001 SRI Trends Report」

- イギリスでは特定のネガティブ・スクリーンに複数項目を加えて評価している。これに対して、大陸側では従業員との関係（労働条件、就業環境、経営参画、雇用の安定性、能力開発など）にやや比重があり、遺伝子組み換え食品関連企業や自動車や航空機などのグローバル企業に対する排除基準も見受けられる。
- わが国のエコファンドでは、これまでのところネガティブ・スクリーンは採用されていない。すべてポジティブ・スクリーンである。つまり、“環境に熱心な企業をほめる”やり方である。これは、エコファンドの導入に当たって、調和を重んじる日本の企業風土を尊重したためである。しかし、今後は投資家の多様な社会的関心に対応すべく、欧米流に運用者の価値観をより明確にしたファンドが出てくる可能性もある。

アメリカ S R I の投資基準の変遷

- アメリカの S R I は、100 年前のキリスト教会の資産運用における特定業種の排除に始まる。このネガティブ・スクリーンは現在まで踏襲されているが、時代状況に合わせて投資基準も変化してきた。
- ベトナム戦争のあった 60 年代には武器生産を疑問視する投資家が現れ、70 年代には消費者運動の高まりを受けて株主提案などの株主行動が活発化した。70 年代後半から 80 年代にはアパルトヘイト（人種隔離）政策下の南アフリカで操業する企業の株式が排除された。90 年代に入ると、投資対象を選別する社会的基準は広がり、労働条件や雇用問題あるいは動物保護や森林減少、有害化学物質抑制など多様なものとなった。
- 90 年代後半になると、冷戦後のグローバル化の歪みが表面化してきた。開発途上国に工場を移した複数のグローバル企業が、現地の労働者を過酷な労働条件や低賃金で雇用していることが発覚した。常に労働組合や人権団体が監視しており、不買運動にもつながりかねない状況となった。
- 象徴的な事件は、ナイキのベトナムでの児童労働問題である。議員からも批判の声が出ていたが、98 年 4 月には欧米で抗議デモが起きた。ナイキは、ブランドイメージを守り問題の早期決着と業績回復を図るため、アジアの工場従業員の最低賃金と最低就業年齢を引き上げざるを得なかった。

S R I の 3 形態（相互に関連し、必ずしも分離して実施されるものではない）

- スクリーニング：投資信託などの投資ファンドにおいて特定の社会的・倫理的・環境的基準に基づき投資銘柄を選別すること。社会的責任の観点から好ましくかつ収益性の期待できる企業を積極的に選択する“ポジティブ・スクリーニング”と、逆に反社会的ないし環境保全に逆行する製品や事業内容をもつ企業を意図的に排除する“ネガティブ・スクリーニング”がある。

- 株主行動：企業の所有者たる株主の権利行使であり、社会的責任の観点から企業行動を改善すべく影響力を発揮すること。当該企業の社会問題や環境問題について、収益性の改善を含めて、経営陣と直接対話し圧力をかけたり支援したりする。必要に応じて、株主総会での議決権行使も行う。株主行動とスクリーニングを連携して実施することも増えている。
- コミュニティ投資：特定目的投資とも呼ばれ、一般の金融機関が融資しにくい社会開発が進んでいない地域の改善のためにファイナンスを行うこと。地域の社会改善や便益向上のために、投資家は市場金利かそれより低い金利で投資する。就業機会の創出、低所得層への融資、中小企業への融資、住宅供給、児童保育などがある。

(2) 民間蓄積の歴史が長い米国のCSR

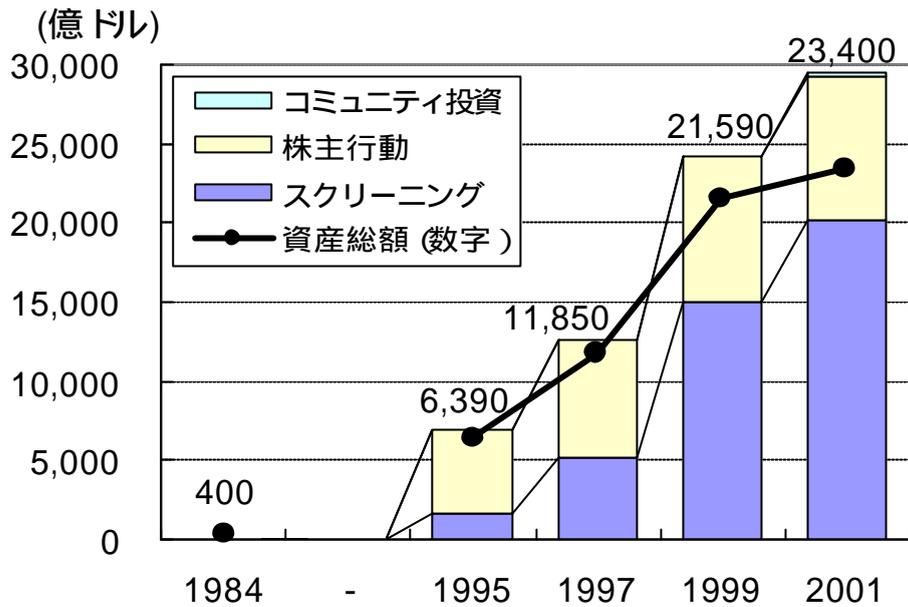
民間主導の米国SRI

- アメリカのCSRの特徴は、政府の直接的な関与が少なく、多様な投資・運用機関による年金基金やSRIファンドなどの民間レベルの歴史的な蓄積が著しいこと。アメリカのSRI資産残高は年々増加し、2001年には2兆ドルを超えた。SRIの普及がCSRの説明責任を促すとともに、「持続可能性報告書」の存在意義を高めている。
- 年金基金やSRIファンドでは、主義主張に基づき特定事業を排除するネガティブ・スクリーニングが特徴的であり、アルコール、タバコ、ギャンブル、武器、原子力、動物実験などが対象となる。他方、積極的に評価するポジティブ・スクリーニングもあり、環境保全をはじめマイノリティを意識した人権、雇用機会や労働条件、さらに役員報酬、地域社会への投資、海外事業などが一般的である。

米国SRIの市場規模

- アメリカにおけるSRI資産残高は1990年代になって大きく成長。84年には400億ドル（約5兆円）であったが、2001年には2兆3,400億ドル（約281兆円）となった。90年後半に大手機関投資家が市場参入したことで急増。SRIが全米運用資産に占める割合は次第に増え、99年以降13%を維持している（図表-3）。
- SRIの内訳をみると、スクリーニング、株主行動、コミュニティ投資のいずれも拡大している。なかでもスクリーニングが大きく伸び、95年には1,620億ドル（占率25%）であったが、2001年には10倍を超す2兆300億ドル（同87%）とSRI全体の9割近くを占めるに至った。
- スクリーニングは投資信託（ミューチュアルファンド）と個別勘定（ファンドの機関化）から構成される。個別勘定はスクリーニングの大半を占め97年からの増加が著しいが、その担い手は宗教団体、州政府、労働組合、財団、大学、保険会社などである。投資信託は、95年の55本から2001年には230本に増加した。

図表 - 3 米国のSRI資産残高の推移



【形態別内訳】

(単位：億ドル)

ル)

| 年 | 合計 | スクリーニング 小計 | スクリーニング (投資信託) | スクリーニング (個別勘定*) | 株主行動 | コミュニティ 投資 |
|-------|--------|---------------|-------------------|--------------------|-------|--------------|
| 1995年 | 6,390 | 1,620 | 120 | 1,500 | 5,290 | 40 |
| 1997年 | 11,850 | 5,290 | 960 | 4,330 | 7,360 | 40 |
| 1999年 | 21,590 | 14,970 | 1,540 | 13,430 | 9,220 | 54 |
| 2001年 | 23,400 | 20,300 | 1,530 | 18,700 | 9,060 | 80 |

(*) 民間機関などが独自に行うスクリーニング投資 (ファンドの機関化)

(注) いずれの年も11月現在の運用資産残高

(注) スクリーニングと株主行動が併用の場合は、重複計上のため資産総額は少なくなる。

(資料) Social Investment Forum 「2001 SRI Trends Report」

コーポレート・ガバナンス志向

- エンロン・アンダーセン事件やワールドコム事件などを受けて、2001年7月には企業会計不信を払拭するために「企業改革法」が成立。米国流コーポレート・ガバナンスの色彩が強いが、CSRの一環と見なせる。要点は以下のとおり。
- 年次報告書の正確性や内部管理体制の有効性に関するCEOやCFOの宣誓 (厳罰主義) 社外役員で構成する監査委員会の設置 (監査法人の任命、内部告発の処理など) 取締役への融資禁止など。
- 同法は米国で株式公開するすべての企業が対象であり、日本企業にも適用される。わが国では国内法との二重規制や内部干渉との指摘もあるが、国内の一連の企業不

祥事から倫理・法令遵守体制の見直しが強く求められているもの事実。

(3) 政府主導で進む欧州のCSR

- ヨーロッパではCSRの法制化が特徴である。最近の相次ぐ年金制度改革により、年金運用機関は運用におけるCSR方針を開示する必要に迫られている。年金基金の安定的運用を図りたいとする各国政府の長期的戦略が背景にある。

イギリスの主導的動き（英国年金法改正と英国保険協会の対応）

- イギリスでは改正年金法（2000年7月施行）により、年金運用受託者（機関投資家）には投資原則ステートメントにおいて環境面・社会面・倫理面の考慮と議決権行使の基本方針の情報開示が義務付けられた。SRIが法的に強制された訳ではないが、投資規制において始めてCSRが言及されたことが、この年金法改正の大きな意義である。
- 2001年10月に英国保険協会（ABI）は、SRIについて投資先企業のアニュアルレポートに求める情報開示のガイドラインを公表した。“企業活動に伴う社会・環境・倫理上の問題による短期・長期リスクを認識して適切に対応することが、企業価値を高める”と強調している。これまでは投資の際の企業評価において傍流だった「非財務的要素」が、重要性を増してきたのである。
- この情報開示の要点は、社会・倫理・環境の問題が企業価値に与える影響、関連するリスク管理の社内体制、取締役会の指導的役割である。CSRの内容は、人権擁護、従業員の権利、環境保護、地域貢献、サプライチェーンマネジメント、生産者責任、不正・腐敗防止となっている。
- 英国最大手の保険会社CGNU系のモーリー・ファンド・マネジメントは“環境・人権報告書”を公表しない企業の年次報告書を承認しない方針を表明。
- 1999年7月まではほとんどの職域年金基金はSRIを考慮していなかったが、2000年7月には投資原則ステートメントでSRIを明言したのは全体の59%（資産規模で78%）を占めている。なお、イギリスでは2001年4月に世界で始めて「CSR担当大臣」が任命された。

ドイツ、フランスなどの動き

- フランスでは2001年5月に会社法改正の一環として「新経済規制法」が成立し、上場企業に対して企業活動の社会的・環境的影響に関する年次報告の作成・公開が義務付けられた。社会的報告には、労働・雇用、報酬、機会均等、教育訓練、安全・衛生、地域貢献などがある。特に強調されているのは地域の雇用確保と活性化である。フランスでもCSR担当大臣が就任した。
- ドイツでも年金破綻防止を目的として、年金制度改革が2001年7月に連邦議会で成立した。年金の運用者は、基金の投資運用に当たって倫理面、社会面、環境面への配慮の程度について報告書を公表することが義務化された。デンマークやベルギーなどでも同様の動きがある。

欧州SRIの市場規模

- ヨーロッパ全体でのSRIファンド（投資信託）は、1999年末の約220本から2001年末には約280本に増加した。その資産残高は同2年間で、110億ユーロ（1.4兆）から148億ユーロ（1.9兆円）へと35%増加した。
- 国別にみると、2001年末でイギリス48億ユーロ（欧州の32%）、オランダ19億ユーロ（同13%）、スウェーデン16億ユーロ（同11%）、イタリア16億ユーロ（同11%）、ベルギー14億ユーロ（同9%）など（図表-4）。
- イギリスのSRIファンドの資産規模の推移については、90年前後には2億ポンド（340億円）であったが、アメリカと同様に97年ころから急増し、2001年末には37億ポンド（6,240億円）に達した。投信全体に占める比率は1%前後である。

図表 - 4 欧州のSRI資産残高（国別）

| 国名 | SRI資産残高 (百万ユーロ) | 日本円換算(億円) (1ユーロ=130円) |
|--------|--------------------|--------------------------|
| イギリス | 4,797 | 6,236 |
| オランダ | 1,879 | 2,443 |
| スウェーデン | 1,622 | 2,107 |
| イタリア | 1,579 | 2,051 |
| ベルギー | 1,416 | 1,841 |
| スイス | 1,337 | 1,738 |
| フランス | 1,041 | 1,352 |
| ドイツ | 670 | 871 |
| スペイン | 630 | 819 |

(資料) SRI Compass (2001年末現在)

EUの動き

- 欧州委員会でも加盟国でまちまちなCSRの考え方を統一するため、2001年7月にグリーンペーパー366「CSRに関する欧州フレームワーク」を公表。2002年7月の「CSR政策に関する欧州委員会報告」では、あらゆるEU政策にCSRを組み込むことを表明し、CSRに関する情報公開や監査などの基本方針を示した。
- CSR基本方針の概要は以下のとおり。
 - ステークホルダーへの対応：投資家に対する評価機関の評価法や年金運用の開示、消費者に対する倫理・社会・環境情報の提供、欧州議会のCSRフォーラム創設、トリプルボトムライン報告の推奨
 - 基本原則：CSRの自主性・信頼性・透明性、経済的・社会的・環境的問題および消費者利益のバランス、中小企業の取組、国際合意との協調
 - 戦略領域：途上国でのCSRとビジネスの重要性、CSR経験の企業間共有、CSRマネジメントスキルの向上、中小企業のCSR育成、CSRのEU政策への組み込み（雇用、環境、消費者、公的調達、貿易、公的機関など）

(4) 急速に進展するCSRの規格化・標準化

- ISOを始めとして、世界的に企業の持続可能性や社会的責任に関する国際規格化・標準化の動きがここ数年で活発となってきた。図表 - 5 に、CSRに関する代表的な「マネジメントシステム規格」と「行動規範・ガイドライン」の概要を示す。
- マネジメントシステム規格系に共通する特徴は、従業員の安全衛生や労働環境規定、外部コミュニケーションの重視、信頼性確保のための第三者認証である。
- 行動規範・ガイドライン系では、企業理念・経営方針の具体化、システム管理体制の確立、事業活動の定期的報告、報告内容の検証などが共通の基本構成である。
- CSRの国際規格化・標準化の動きは、グローバル化する企業行動に対する世界的な危機感の表れである。ただし、乱立気味であるため、それぞれの特徴を理解しつつ共存性や統合化の動向を見守ることが必要である。その際には、自らの企業経営に相応しいものを選択するという姿勢も大切である。

図表 - 5 CSRに関する国際規格化・標準化の動向

(マネジメントシステム規格系)

| 名称 | 特徴 | 発行主体 |
|------------|-----------------|------------------|
| ISO CRMSS | CSRシステム規格 | ISO消費者政策委員会 |
| SIGMA | 持続可能性マネジメントシステム | 英国規格協会(BSI) |
| SA8000 | 労働中心のCSRシステム規格 | 社会的説明責任インターナショナル |
| ECS2000 | 倫理法令遵守システム規格 | 麗澤大学企業倫理研究プロジェクト |
| OHSAS18001 | 労働安全衛生システム規格 | ILO、ISOなど |
| OHSMS | 労働安全衛生システム規格 | 日本環境認証機構(JACO) |

(行動規範・ガイドライン系)

| 名称 | 特徴 | 発行主体 |
|---------------|-----------------|-----------------|
| 持続可能性報告ガイドライン | 経済・環境・社会の情報開示項目 | GRI 1 |
| 多国籍企業ガイドライン | 多国籍企業の行動原則 | OECD |
| 市場を通じた持続可能性 | 成功のための7つの鍵 | WBCSD 2 |
| グローバル・コンパクト | 人権・労働・環境のCSR9原則 | 国際連合(アナン事務総長) |
| レスポンシブル・ケア | 化学業界中心の行動・報告原則 | 国際レスポンシブル・ケア協議会 |
| SRI情報開示ガイドライン | 機関投資家の求める情報開示項目 | 英国保険協会(ABI) |

(1) Global Reporting Initiative (前出コラム参照)

(2) 持続可能な発展のための世界経済人会議

(資料) ニッセイ基礎研究所にて作成

4 . 日本における C S R ・ S R I の現状

(1) わが国では周知度の低い C S R ・ S R I

- 日経四紙での S R I 掲載件数の推移をみると、多くはないが増加傾向にある。1989 年までは皆無であったが、1990 年代には 10 年間で 29 件となり、2001 年には 1 年間で 25 件、2002 年には 45 件へと増加した（図表 - 6 ）。
- この S R I を、わが国では 1999 年に始めて発売されたエコファンドと比較すると対照的である。それまでほとんど知られていなかったエコファンドの掲載件数が、同年を境に急増した。ただし、最近ではエコファンドの名称が普及したせいか、2002 年は 17 件に減っている（わが国のエコファンドの概要を図表 - 7 に示す）。
- この違いは何を意味するのか。エコファンドは環境配慮型の金融商品（投資信託）として登場し、広く注目を浴びた。これに対して、社会面・倫理面も強調する S R I は、わが国ではこれまで具体的な形で紹介・提供されることが少なく、理念としてもあまり知られていなかった。
- 最近の相次ぐ企業の不祥事や収益性が問われる確定拠出型年金（日本版 401 k ）の導入を背景として、企業の持続可能性やコーポレート・ガバナンスの観点からも、C S R ないし企業の社会的責任の掲載件数が増加してきた。
- ただし、C S R の訳語ではない「企業の社会的責任」は、山一証券や北海道拓殖銀行などの破綻が相次いだ 1990 年代に頻繁に掲載されている。

図表 - 6 わが国における S R I や C S R の新聞掲載件数の推移

| 年 | エコファンド | S R I | C S R | 企業の社会的責任 |
|-------------|---------|---------|-------|----------|
| 2002 年 | 17 件 | 45 件 | 20 件 | 38 件 |
| 2001 年 | 43 件 | 25 件 | 17 件 | 22 件 |
| 2000 年 | 85 件 | 6 件 | 8 件 | 20 件 |
| 1999 年 | 82 件 *1 | 10 件 | 3 件 | 18 件 |
| 1998 年 | 3 件 | 2 件 | 0 件 | 13 件 |
| 1997 年 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 32 件 |
| 1996 年 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 21 件 |
| 1990 ~ 95 年 | 0 件 | 10 件 *2 | 0 件 | 269 件 *3 |
| 1989 年以前 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 193 件 |

（資料）日本経済新聞社四紙（日経テレコン 21）

*1：1999 年にわが国初のエコファンド発売。

*2：1994 年にバルディーズ研究会が「グリーンポートフォリオ」を発表。

*3：1990 年代前半には山一証券や北海道拓殖銀行などの破綻が相次いだ。

図表 - 7 : わが国における S R I ファンドの概要

| ファンド名 (愛称) | 日興 エコファンド | 安田火災グリー ン・オープン (ぶなの森) | エコ・ファンド | UBS日本株式 エコ・ファンド (エコ博士) | エコ・ パートナーズ (みどりの翼) |
|---------------|--------------------------------------|-----------------------------|--|---|--------------------------|
| 設定・運用 | 日興アセットマ ネジメント | 安田火災グロー バル投信投資 顧問 | 興銀第一ライフ アセットマネジメ ント | UBSアセットマ ネジメント | UF パートナ ーズ投信 |
| 分類 | 国内株式型 (一般型) | 国内株式型 (一般型) | 国内株式型 (一般型) | 国内株式型 (一般型) | 国内株式型 (一般型) |
| 設定日 | 1999/8/20 | 1999/9/30 | 1999/10/22 | 1999/10/29 | 2000/1/28 |
| 信託期間 | 10年 | 無期限 | 10年 | 9年 | 10年 |
| 純資産額 | 558億円 | 88億円 | 79億円 | 46億円 | 38億円 |
| 環境スクリー ニング | グッドバンカー | 損保ジャパン、 みずほ総研 | グッドバンカー | 日本総研、 UBSプリンソン (スイス) | UF 総研 (協力) |
| ファンド名 (愛称) | 朝日ライフ SRI 社会貢献 ファンド (あすのはね) | エコ・バランス (海と空) | 日興グローバ ル・サステナビ リティ・ファンド (globe) | グローバル エコ・グロース ファンド (Mrs. グリーン) | 社会的責任 年金ファンド (仮) |
| 設定・運用 | 朝日ライフアセ ットマネジメ ント | 三井住友海上 アセットマネジメ ント | 日興アセットマ ネジメント | 大和住銀投信 投資顧問 | 住友信託銀行 |
| 分類 | 国内株式型 (一般型) | 国内バランス型 | 国際株式型 (一般型) | 国際株式型 (一般型) | |
| 設定日 | 2000/9/28 | 2000/10/31 | 2000/11/17 | 2001/6/15 | 2003/6 予定 |
| 信託期間 | 10年 | 無期限 | 10年 | 無期限 | |
| 純資産額 | 58億円 | 12億円 | 39億円 | 90億円 | |
| 環境スクリー ニング | パブリック・リソ ース・センター | インタリスク総研 | サム・サステナ ビリティ社 (スイス) | イノベスト社 (米) | 日本総研 |

(注) 純資産額は 2002 年 7 月 22 日 (総額 1,008 億円)

(資料) 各社資料よりニッセイ基礎研究所にて作成

(2) 初歩的段階にある日本の C S R ・ S R I

多様な主体による C S R ・ S R I の模索

- わが国における C S R の認識は、1999 年に発売されたエコファンド (環境に特化した S R I ファンド) から始まった。現在わが国で販売される S R I ファンドは、エコファンドを中心に 9 本あるが、まだ数も少なくファンドの存在自体に意味がある段階。欧米に比べると歴史が浅く初歩的段階ではあるが、今後、明確な C S R 基準による投資信託商品がでてくることが予想される。
- 一方、エコファンドの登場と前後して、本邦企業に対する欧米の調査評価機関からの C S R アンケート攻勢が始まっている。環境対応では何とか軌道に乗り始めた日本企業ではあるが、これまで C S R やその情報開示の発想がなかったために、アンケートへの回答には苦慮している。

- しかし、日本の企業風土になじまない欧米型の倫理観や社会正義に基づく質問に対しては疑問を呈しており、最近ではみずから日本型のCSRを模索し始めた企業群もでてきた。
- こうした中で、倫理法令遵守マネジメントシステム規格「ECS2000」が日本から提案されたことは注目に値する。1999年に麗澤大学の高教授グループが開発したもので、ISOと同様にPlan-Do-Check-Actionのマネジメントサイクルを基本としつつも、遵守すべき具体的事項の公表、経営幹部による不正防止手順の確立、役員に対する法令遵守の定期的意識調査を提案している。これを基にした企業評価フレームワーク「R-BEC001」には、CSRに対する経営姿勢、倫理方針、実施計画・社内体制、法令遵守違反のリスク管理体制などの項目がある。
- 評価機関も登場してきた。わが国へのエコファンド導入に尽力した独立系の(株)グッドバンカーに続き、(株)インテグレックスは倫理法令遵守ファンドの立ち上げを目指している。NPO法人環境経営学会(2000年設立)の内部組織である「環境経営格付機構」は、本邦企業約90社を対象とする倫理性や社会性を含む環境格付の結果を本年2月に公表した。

国内の年金基金も議決権行使へ

- CalPERSやTIAA-CREFなどの米国の年金基金は「物言う株主」として有名であるが、わが国の企業へも影響力を発揮し始めた。米国流のコーポレート・ガバナンスを機能させ株主利益の最大化のために、監査役選任や役員退職慰労金などについて意見表明(反対)している。
- このような株主行動に触発されて、国内の年金基金も議決権行使に動き始めている。厚生年金基金連合会は「議決権行使に関する実務ガイドライン」において、受託者責任として運用機関に積極的な議決権行使を求め、その報告義務を明記した。地方公務員共済組合連合会も「基金運用指針」に“株主議決権は行使する”と明記し、株主への利益配分や取締役会の構成など投資先企業に関するチェック項目を盛り込んでいる。
- 議決権行使ではないが、機関投資家はその資産運用に当たって、環境面や社会面から投資先を選定する動きもある。2000年12月から(社)東京都教職員互助会は、特定金銭信託として自主運営のファンドを教育、環境、女性の視点から銘柄を選定し運用している。連合は1999年2月にまとめた「環境指針」に“エコファンドへの投資を検討する”と明記した。

産業界や行政における新しい動き

- 日本経団連の海外事業活動関連協議会(CBCC)では、多国籍企業の行動規範制定や企業行動評価の高まりを背景に、わが国のCSR対応について検討している。2001年12月に多国籍企業に求められる社会的責任に関する研究会を設置し、2002年5月には「企業の社会的責任(CSR)に関する国際基準・規格の現状と今後の

対応について」を公表した。同レポートでは、CSRを「社会が企業に対して抱く、倫理的、法律的、商業的、かつ公共的な期待に応え、あるいはそれを上回る方法で事業を展開していくこと」と定義している。

- 内閣府の国民生活審議会消費者政策部会では、消費者契約法（2001年4月施行）を受けて、2002年4月に消費者の信頼獲得に向け「企業の自主行動基準指針」を策定した。その基本的な考え方は以下の2点である。

企業・業界団体における自主行動基準の策定を促進することにより、包括ルールである消費者契約法の具体化と法令への上乗せを図る。

コンプライアンス経営の促進により、法令基準と自主行動基準に基づいた企業の消費者対応の実効性確保を図る。

(3) 日本企業のCSR認識

- 環境報告書ネットワーク（NER）は、「持続可能性報告のあり方（CSRの視点から）」と題する研究報告書（2002年9月）のなかで、環境報告書を発行する日本企業を対象とするアンケート結果に基づき、CSRに関する日本企業の現状を分析している。
- このアンケートでは、GRI持続可能性報告ガイドラインにある約60の社会性項目の記載について、「必要である」「望ましい」「不要である」「わからない」の選択肢を設定した。
- DI値を示す図表 - 8を鳥瞰図的に見ると、左側の〔従業員（労働と人権）〕については+20～+30を中心に+が多いものの、-も少なくはなく「雇用創出」や「リストラ情報」「児童労働」では-20前後となっている。
- 逆に、右側の〔顧客（消費者）〕では全てのDIが+であり、特に「顧客の健康・安全」や「製品・サービスのラベリング」では+60前後と高い。次いで〔サプライチェーン〕がやや+で、〔地域貢献〕では「地域への収益還元」を除き+となっている。〔企業倫理〕では、「政治献金」以外は比較的高い+である。
- 現時点での日本企業のCSRに対する認識として、次の3つの仮説を導くことができる。

CSRとして認識が高いのは、外部ステークホルダー対応（特に、消費者配慮や地域社会貢献）である。逆に、内部ステークホルダーである従業員対応（雇用創出、児童労働）の認識は低い。これは現状追認型ないし実行可能型である。

CSRとして「必要」または「不要」が過半数を占める項目はなく、一般的に「望ましい」や「わからない」が多い。明確に肯定も否定もせず、判断しかねている状況がうかがえる。

ただし、苦慮しつつも可能なものから情報開示を始めており、CSRに対するこれまでの“無視や困惑”から“検討”の段階に入ったとも考えられる。

図表 - 8 日本企業の考えるGRIガイドライン社会性項目の必要性

| 【従業員関連】 | | | 顧客(消費者)関連 | | |
|----------------------|-------|-------|--------------------------|-------|-------|
| | (-DI) | (+DI) | | (-DI) | (+DI) |
| (1)雇用・労働 | | | (15)顧客の健康・安全 | | |
| 従業員構成 | | 18 | 顧客の健康・安全方針 | | 59 |
| 地域別雇用創出 | -25 | | 法令違反件数 | | 46 |
| 社会保障規定 | | 6 | 健康・安全の苦情件数 | | 45 |
| (2)労使関係 | | | (16)製品・サービスのラベリング | | |
| 労組加入率など | -9 | | 社会・環境の製品ラベル | | 60 |
| リストラなどの情報 | -18 | | 製品情報・ラベリング方針 | | 59 |
| 外部団体加入 | | 5 | ラベリング違反件数 | | 51 |
| 従業員の経営参画 | -8 | | (17)広告 | | |
| (3)健康・安全 | | | 社会・環境の広告遵法 | | 36 |
| 労働災害・疾病の記録 | | 45 | 社会・環境の広告方針 | | 37 |
| 健康安全委員会 | | 39 | 広告規制の違反件数 | | 20 |
| 労働衛生のILO遵守 | | 30 | (18)顧客プライバシーの尊重 | | |
| ILO準拠のAIDS方針 | | 8 | プライバシー苦情件数 | | 28 |
| (4)教育研修 | | | 顧客データ流出防止方針 | | 36 |
| 職種別年間研修時間 | | 15 | 顧客満足のための方針 | | 43 |
| キャリア終了対応 | | 11 | 【サプライチェーン関連】 | | |
| 技術維持や生涯学習 | | 26 | (14)一般消費者/取引先の評価 | | |
| 雇用機会や待遇均等 | | 30 | 業者の人権擁護評価 | | 13 |
| (5)機会均等 | | | 【地域貢献関連】 | | |
| 機会均等監視 | | 34 | (13)地域住民の権利 | | |
| 管理職などの男女比率 | | 3 | 地域の苦情申立組織 | | 32 |
| (6)戦略・マネジメント | | | 地域住民人権の原則 | | 22 |
| 業務上の人権擁護 | | 27 | 地域還元の収益配分 | -3 | |
| 人権関連法令遵守 | | 27 | (23)企業市民 | | |
| 業者選定時の人権考慮 | -2 | | 地域プロジェクト参画 | | 64 |
| 人権擁護の従業員研修 | | 23 | 社会・倫理・環境の受賞 | | 64 |
| (7)差別禁止 | | | (24)地域社会 | | |
| グローバルな差別禁止 | | 28 | 地域社会への影響 | | 64 |
| (8)結社の自由・団体交渉 | | | 地域ステークホルダーとの対話 | | 59 |
| 結社の自由 | -1 | | 【企業倫理関連】 | | |
| (9)児童労働 | | | (19)贈収賄・不正 | | |
| 児童労働禁止方針 | -5 | | 贈収賄・不正防止 | | 35 |
| 職務別児童従業員数 | -23 | | (20)政治献金 | | |
| 平均労働・就学時間 | -21 | | 政党への資金提供・金額 | -9 | |
| (10)強制労働 | | | 政治献金管理方針 | -8 | |
| 強制労働防止方針 | | 1 | (21)公益政策 | | |
| (11)懲戒慣行 | | | 国や国際的組織加入状況 | | 41 |
| 上訴慣行 | -1 | | (22)競争・価格設定 | | |
| 苦情申し立て制度 | | 0 | 独禁法に関する判決 | | 20 |
| (12)セキュリティ慣行 | | | 反競争行為防止方針 | | 24 |
| 保安要員の人権研修 | | 5 | | | |

(注) DI = 「必要である」×1.0 + 「望ましい」×0.5 - 「不要である」×1.0
DIは相対値を示し、+が高いほど必要性が高い。網掛けはDIが+50以上を示す。

(資料)環境報告書ネットワーク(NER)「持続可能性報告のあり方(CSRの観点から)」
2002年9月

5. CSRとSRIが日本企業に及ぼす影響

(1) 欧米SRIファンドにおける日本株式の組入状況

- アメリカのSRIファンドでは、現在のところ日本株式の組入率は少ない。91本の主要SRIファンド（資産残高101億ドル：2002年12月末）のうち11本が外国株式に投資するが、その資産残高は3%に相当する約3億ドルである。そのなかで日本銘柄の組入率は平均10～20%であり、全体の1%未満である（図表-9）。
- ヨーロッパでは、DJSGIやFTSE4GOODなどの新たに開発されたSRIインデックスを背景として、様々なSRIファンドにおいて最大40社程度の日本企業が購入されている。

図表-9 アメリカのSRIファンドにおける日本企業の組入事例

| ファンド名 | Calvert World Values International Equity Fund | Citizens International Growth Fund |
|---------|---|------------------------------------|
| 資産残高 | 1億6,000ドル（約190億円） | 1億1,100万ドル（約130億円） |
| 日本株の組入率 | 19.6% | 10.6% |
| 組入日本企業 | アコム、キヤノン、大日本印刷、デンソー、富士写真フィルム、マツダ、NTT、日東電工、ローム、ソニー、武富士、テルモ、トヨタ自動車など24社 | キヤノン、ソニー、ホンダ （上位10銘柄のみ開示） |

（注）いずれも2002年12月末現在

（資料）各社資料よりニッセイ基礎研究所にて作成

(2) 欧米年金基金によるCSRの株主行動

- 年金基金などの運用では、リスク回避のために多様な銘柄への分散投資が主流となっており、欧米の株式市場における日本株式の時価総額相当の約2割が購入されているものと考えられる。今後、SRI的な年金運用を行う可能性もある。
- 「物言う株主」として有名なCalPERSやTIAA-CREFなどのアメリカの年金基金は、従来型の株主利益の最大化をめざしたコーポレート・ガバナンスだけでなく、広くCSRも視野に入れた株主提案や議決権行使を日本企業にも行う可能性がある。

(3) 日本独自のCSRやSRIの影響

- 現在のところ、日経新聞の環境経営度ランキングや日本の評価・格付機関のCSRや環境格付の結果が公表されても、対象企業の株価には直接的な影響がみられない。商品市場や株式市場よりも、むしろ被評価企業自身が（同業）他社との相対的な順位を意識する傾向が強い。
- むろん、第三者による評価・格付結果をもとに、自社CSRの長所・短所を謙虚に受け止め、改善の手だてとする被評価企業がいることも事実である。

6．CSR・SRIからみた経営の再構築

(1) 日本型経営の建て直し

- 欧米の調査機関がSRIの企業評価のために情報開示を求めるのは、自らの信念や価値観が確立しているからである。それを受ける日本企業も自分の軸足が確固としていれば、反発することも困惑することもなく、むしろ堂々と主張すべきである。
- 環境問題に関しては、日本企業はISO14001の認証を取得し社内体制を整えて対応できるようになった。しかし、社会的・倫理的側面については、多岐にわたる分野を統括的に対処できる部署がない。法令遵守や社会的側面の系統だったデータが社内に整備されてないだけでなく、そもそも欧米から求められるような社会的事項の情報を対外的に開示するという発想自体がこれまでなかったのである。
- 頻発する国内外での企業の不祥事を背景に、企業への信頼感の維持や確保のために、環境的側面だけでなく社会的側面についても、可能な範囲で情報発信しようという動きもみられる。しかし、「情報開示ありき」ではない。本来、企業の社会的責任と持続可能性の認識に基づく明確な経営理念があり、次に行動があり、そしてその結果を公表するのが筋道である。
- このことから、CSR・SRIの観点からみた日本型企业経営の建て直しには、新たな考え方が必要不可欠である。
 - 「不正行為はしない。社会的責任を果たす。」というトップの断固たる決意表明。
 - トップ直轄の“CSR統括部”の設置と“CSR担当役員”の任命。
 - トップの決意表明の実効性を担保するための第三者の視点。
- 2003年は日本の“CSR元年”となる。リコー、キヤノン、ソニー、帝人などではCSRを担当する部署を今年度から設置した。

(2) 求められる日本型CSRの概念

- 欧米から求められるままに情報開示すればよいというものではない。SRIの基準となるCSRは国や地域によって大きく異なる。世界的に共通のものもあるが、欧米の価値観をそのままわが国に導入することはできない。
- わが国でのCSRの普及には、わが国の社会風土に適合しつつも、独善ではないわが国独自のCSRの基本概念が確立されねばならない。実際にいくつかの試みが始まっており、その展開に期待したい。その際に大事なことは、“あるべき姿（ビジョン）”を曖昧にしないことである。
- CSRでは倫理・法令遵守だけでなく、内部ステークホルダーたる従業員の雇用・労働・人権についても自らの考え方を明確に表明する必要がある。わが国では少子高齢化への対応も重要である。海外事業との関係では、現地での児童労働や強制労働が問題になるが、日本国内と海外事業所での操業を混同してはならない。

(3) 経営リスク・マネジメントとしてのCSR体制

- 法令遵守や企業倫理さらにステークホルダーに対する誠実さを確立することがCSRの実践であり、企業の利益追求と相反するものではない。むしろ、これが21世紀型の新たな企業価値を創造し、信用力や競争力を向上させるものである。
- 今後、このような新たな日本独自のCSR体制の確立が、企業の持続可能性の観点から経営リスク・マネジメントの一環として重要な位置づけとなる。
- 一方で、日本企業の外国株主の増加に対応して、資金調達観点から彼らの価値観に基づくCSR上の要求を考慮すべきという考え方もある。これは一種の「価値観の衝突」でもあるが、経営陣のCSRに関する見識の確立が肝要となる。

(以上)

(無断複写掲載禁止)

【参考資料】

(参考1) 企業の社会的責任に対する評価項目の例示

| CEP (アメリカ) | KLD社 (アメリカ) | エーコム社 (ドイツ) |
|---|--|---|
| 1. 女性の雇用 2. マイノリティーの雇用 3. 事前活動、寄付 4. 地域社会への貢献 5. 従業員と家族の支援 6. 労働環境 7. 動物愛護 8. 軍需契約 9. 同姓愛 | 1. 寄付 2. 雇用の多様性 3. 労働者との関係 4. 米国以外での操業 5. 製品の配慮 6. 役員報酬 7. 排除項目 (アルコール、タバコ、ギャンブル、軍事、原子力) | 1. マネジメント・システム 2. 労働者との関係 3. 健康 4. 社会的な福利厚生 5. 社会的な弱者 6. サプライヤーとの関係 7. 顧客との関係 8. 地域との関係 9. 開発途上国での操業 10. 公正取引 |
| EIRIS (イギリス) | 朝日新聞文化財団 (日本) | 環境経営学会 (日本) |
| 1. 社内倫理規定 2. 顧客・納入業者との関係 3. 職場の安全・衛生 4. 労働者の権利 5. 雇用の機会均等、多様性 6. 従業員の報酬 7. 従業員の能力開発 8. 雇用の創出・安定 9. 地域貢献活動 10. サプライチェーン 11. 海外操業での人権 | 1. 社員へのやさしさ 2. ファミリー重視 3. 女性の働きやすさ 4. 障害者雇用 5. 雇用の国際化 6. 消費者志向 7. 地域との共生 8. 社会支援 9. 環境保護 10. 情報公開 11. 企業倫理 | 1. 経営信頼性： 経営理念、企業統治、リスクマネジメント、情報開示と説明責任 2. 環境保全： 温暖化対策、資源循環、有害化学物質管理、大気・水質・土壌汚染、事業立地、グリーン購入、エコデザイン、物流、環境報告書、資源・エネルギー・環境効率 3. 社会・文化・倫理： 企業倫理、地域社会、消費者への配慮、労働安全衛生、機会均等 |

(資料) 各機関資料よりニッセイ基礎研究所にて作成

(参考2) S R I インデックスの開発

Dow Jones Sustainability Group Index (DJSGI)

アメリカのダウジョーンズ社とスイスの S R I 投資顧問 S A M 社が 1998 年に共同開発。

FTSE 4 GOOD Index

フィナンシャルタイムズとロンドン証券取引所が所有する FTSE がイギリスの S R I 調査機関 EIRIS と 2001 年に共同開発。

Domini 400 Social Index

アメリカの KLD 社が 1990 年に独自開発。自ら投資アドバイザーとして S R I ファンドを運用し、S&P500 をベンチマークとする。

Integrex Index

日本の S R I 調査会社インテグレックスが 2002 年に独自開発。法令遵守に熱心な 300 社を選別して構成するインデックス。

(参考3)【書評】

「社会的責任投資」 エイミー・ドミニ著 山本利明訳 木鐸社刊

静かなる革命「S R I」の全貌を解く

評者 ニッセイ基礎研究所上席主任研究員 川村雅彦

「社会的責任投資」(S R I)という言葉は、わが国ではあまり普及していない。それゆえ、すべての市民に本書を読んでもらいたい。本書は「株式を所有することが何を意味するのか」について米国の一般投資家向けに書かれたものであるが、金融機関関係者や企業経営者にも是非お勧めする。

わが国では 1999 年に登場したエコファンド(環境にも着目した投資信託)により、株式や債券への投資においても自らの主義主張や価値観を反映できるという考え方(すなわち S R I)が導入された。しかし、欧米を中心に世界的に拡大しつつある S R I の目的や全体像はそれほど理解されていない。原著者は米国 K L D 社(主要な S R I の調査・投資機関で、S R I ベンチマークであるドミニ 400 を公表)の創設者のひとりであり、本書において S R I の歴史、基本的考え方、実践方法、世界の動向などについて、事例を駆使して分かりやすく解説している。

そもそも S R I とは何のために行うのか。著者は、株主は企業の所有者であるとした上で、「人間の尊厳と環境の持続性を実現するために社会的責任投資を行う」と断言する。地球上には先進文明を享受できる人々がいる反面、それ以上に貧困や劣悪な生活環境に喘ぐ人々がいる。このままで地球社会は持続可能であろうか、さらに、人類が依存する地球環境そのものが蝕まれていくと危機感を募らせる。

そこで着目するのが、グローバル化が拡大する中で金融と商業の力である。株主が投資した資金は、最大のリターンを求めて地球を駆け巡る。その資金を事業という形で運用するのが企業である。著者流に言えば、投資家は金融と商業の重要な交差点に立ち、資金の使われ方は企業の所有者たる株主の価値観に左右されるのである。

S R I の実践には、スクリーニングによるポートフォリオ、株主提案を通じた企業との直接対話、コミュニティー開発金融機関への投資という 3 側面がある。

著者の主張には基本的に賛同できるが、わが国での S R I の普及には 2 つの課題がある。まず米国の「投資する経済」に対して「預ける経済」といわれるわが国で、個人投資家をどのように増やすかが課題である。もう一つは、S R I の評価基準となる「企業の社会的責任」(C S R)は欧米流のものだけであろうかという疑問である。

なお、本書は S R I を正面から扱った書籍としては、わが国で 2 冊目になるという。訳者の山本氏は S R I の概念や先端動向を日本に広く紹介する意義を強く感じて、勤務時間外に翻訳を行ったのである。彼の決意と努力を讃えたい。

(日本経済研究センター会報「J C E R」2002 年 11 月 1 日号)

